

公印省略

5 薬 第 7 4 3 号
令和 5 年 7 月 2 4 日

北九州市保健福祉局健康医療部地域医療課長
福岡市保健医療局健康医療部地域医療課長
久留米市保健所長

} 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(薬 事 係)

薬局機能情報提供制度に係る報告内容の確認について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第1項に規定される薬局機能情報提供制度に基づき、本県では毎年1月から3月までを定期報告の期間として定め、薬局開設者からの報告を受け付けているところです。

また、同条第2項には、第1項に基づき報告した事項に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告することが義務付けられています。

しかし、健康サポート薬局数や地域連携薬局、専門医療機関連携薬局数において、福岡県薬局情報ネットで示される薬局数と実際の薬局数が乖離していることが確認されています。

このことについて、「薬局情報提供制度における報告項目の確認のお願い」を別紙のとおり作成しましたので、貴管内の（公社）福岡県薬剤師会会員以外の薬局に対して周知していただきますようお願いいたします。